

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月9日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第7号

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成4年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の2第1項並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第42条第1項及び第3項の規定に基づき、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(警察本部長委任事項)</p> <p>第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の2第1項、<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第42条第1項及び第3項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第17条第1項</u>の規定に基づき、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(警察本部長委任事項)</p> <p>第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。</p>																														
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 1048 320 1099">事務の種類</th><th data-bbox="320 1048 767 1099">内容</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 1099 320 1151">[略]</td><td data-bbox="320 1099 767 1151">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1151 320 2058">暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務</td><td data-bbox="320 1151 767 2058">[略]</td></tr></tbody></table>	事務の種類	内容	[略]	[略]	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	[略]	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="831 1048 1007 1099">事務の種類</th><th colspan="2" data-bbox="1007 1048 1460 1099">内容</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 1099 1007 1151">[略]</td><td colspan="2" data-bbox="1007 1099 1460 1151">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 1151 1007 1435">暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務</td><td colspan="2" data-bbox="1007 1151 1460 1435">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 1435 1007 1487">ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td data-bbox="1007 1435 1166 1487">第5条第1項</td><td data-bbox="1166 1435 1460 1487">禁止命令等</td></tr><tr><td data-bbox="831 1487 1007 1538">ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td data-bbox="1007 1487 1166 1538">第5条第2項</td><td data-bbox="1166 1487 1460 1538">禁止命令等に係る聴聞</td></tr><tr><td data-bbox="831 1538 1007 1727">ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td data-bbox="1007 1538 1166 1727">第5条第3項</td><td data-bbox="1166 1538 1460 1727">緊急の必要がある場合における禁止命令等及び当該禁止命令等に係る意見の聴取</td></tr><tr><td data-bbox="831 1727 1007 2018">ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td data-bbox="1007 1727 1166 2018">第5条第6項及び第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）</td><td data-bbox="1166 1727 1460 2018">申出をした者への通知</td></tr><tr><td data-bbox="831 2018 1007 2058">ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td data-bbox="1007 2018 1166 2058">第5条第9項</td><td data-bbox="1166 2018 1460 2058">禁止命令等の有効期間の</td></tr></tbody></table>	事務の種類	内容		[略]	[略]		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	[略]		ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第1項	禁止命令等	ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第2項	禁止命令等に係る聴聞	ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第3項	緊急の必要がある場合における禁止命令等及び当該禁止命令等に係る意見の聴取	ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第6項及び第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	申出をした者への通知	ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第9項	禁止命令等の有効期間の
事務の種類	内容																														
[略]	[略]																														
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	[略]																														
事務の種類	内容																														
[略]	[略]																														
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	[略]																														
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第1項	禁止命令等																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第2項	禁止命令等に係る聴聞																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第3項	緊急の必要がある場合における禁止命令等及び当該禁止命令等に係る意見の聴取																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第6項及び第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	申出をした者への通知																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	第5条第9項	禁止命令等の有効期間の																													

--	--

(警察署長委任事項)

第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。

事務の種類	内 容
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	[略]

	<u>延長</u>
第5条第10項において準用する同条第2項	禁止命令等の有効期間の <u>延長の処分に係る聴聞</u>
第13条第2項	禁止命令等（禁止命令等の有効期間の <u>延長の処分を含む。</u> ）をするために <u>必要がある場合における報告徴収等</u>

(警察署長委任事項)

第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。

事務の種類	内 容						
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	[略]						
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>第5条第3項</u></td> <td><u>緊急の必要がある場合における禁止命令等</u></td> </tr> <tr> <td><u>第5条第6項及び第7項</u></td> <td><u>申出をした者への通知</u></td> </tr> <tr> <td><u>第13条第2項</u></td> <td><u>禁止命令等（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）をするために必要がある場合における報告徴収等</u></td> </tr> </table>	<u>第5条第3項</u>	<u>緊急の必要がある場合における禁止命令等</u>	<u>第5条第6項及び第7項</u>	<u>申出をした者への通知</u>	<u>第13条第2項</u>	<u>禁止命令等（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）をするために必要がある場合における報告徴収等</u>
<u>第5条第3項</u>	<u>緊急の必要がある場合における禁止命令等</u>						
<u>第5条第6項及び第7項</u>	<u>申出をした者への通知</u>						
<u>第13条第2項</u>	<u>禁止命令等（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）をするために必要がある場合における報告徴収等</u>						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。